

独立行政法人北方領土問題対策協会の組織・業務の見直し案

平成 25 年 1 月 25 日
内 閣 府
農 林 水 産 省

「勧告の方向性」を踏まえて、独立行政法人北方領土問題対策協会（以下、「協会」という。）の主要な事務及び事業については、平成 22 年 4 月に改正された北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和 57 年法律第 85 号）や、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号）に基づき、北方領土問題の早期解決に向けて、協会に求められる役割を十分に果たすとともに、業務運営の効率性、自立性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にも資するよう、次期中期目標期間（平成 25 年度から平成 29 年度）において、以下の見直しを行う。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第 1 事務及び事業の見直し

1 効率的・効果的な啓発事業の実施

協会では、北方領土問題に関する国民世論の形成とその高揚を図るために、これまで各種大会、講演会、研修会等を開催し、啓発事業に取り組んできたところであり、今中期目標期間において、その啓発効果を把握するための指標について検討してきたところである。北方領土問題が長期化するなかで国民世論を一層喚起する観点から、今後は以下の取組を行うことにより効率的・効果的に啓発事業を進めていくものとし、その取組内容については、次期中期目標に具体的に明示するものとする。

- ① 北方領土問題に関する国民世論が全体としてどの程度形成されているかも含め、実施事業の啓発効果について今中期目標期間に検討した新たな指標も活用し、例えば、年代別・性別・地域別等の複数の視点から多角的に国民の関心度を測定・分析した上で、啓発事業の改善に資するものとする。
- ② 啓発事業を幅広く展開するために、北方領土問題への関心が薄いとされる若年層やこれまで協会が実施してきた取組に参加していない層に対する啓発事業を重点的に行うものとし、これらの層に対しては、ICTや民間のノウハウを活用して参加しやすい機会の提供等を通じて、積極的に働きかけるものとする。

2 融資事業の見直し

本事業については、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和36年法律第162号。以下「法」という。）に基づき実施されてきたところである。今後、元居住者等の高齢化により融資資格が継承され、2世代又は3世代へと融資資格者が移行していくことが予想される中、本融資制度が法の趣旨に照らしてふさわしいものとなるよう、融資資格の継承についての的確な審査を実施するとともに、事業結果を把握・検証し、融資メニューの見直しを進めるものとする。

3 四島交流事業の見直し

政府の示す四島交流事業の目標に基づき、近年の北方四島を取り巻く環境の変化にも対応した、四島交流事業の趣旨を踏まえた交流の実施に向け、体制の整備、交流手法の見直し及び交流成果の更なる活用に努めるものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。
- 4 職員のロシア語習得を推進するとともに、職員を採用する際にはロシア語のスキルも考慮した募集を行うものとする。
- 5 1から4までのほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。